

公営企業課関係資料

資料 1-1	令和7年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について.....	P1
資料 1-2	水道等の防災対策の推進について.....	P14
資料 1-3	公営企業債(防災対策事業)の創設について.....	P15
資料 1-4	公営企業におけるDXの推進について.....	P16
資料 1-5	公営企業等の更なる経営改革の推進について.....	P25
資料 1-6	公営企業の経営戦略の改定の推進について.....	P30
資料 1-7	公営企業の抜本的な改革等の推進について.....	P32
資料 1-8	公営企業会計の適用の更なる推進について.....	P34
資料 1-9	第三セクター等の経営健全化の推進について.....	P36
資料 1-10	令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について.....	P37

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

令和7年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和7年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和7年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進していただきたい。

1 経営戦略の改定の推進

(1) 総論

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。これまで、令和2年度までの策定を要請し、その後、策定済みの経営戦略について、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため3年から5年内の見直しを行うことが重要であることから、令和7年度までの改定を要請しているところである。

このような中、ほとんどの事業で経営戦略の策定を終え、改定に向けた検討が進められている一方で、未策定の事業や改定に未着手の事業がなお存在している。これらの事業においては、4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」も積極的に活用し、速やかに経営戦略の策定・改定に取り組んでいただきたい。

(2) 改定に当たっての留意事項

経営戦略の見直しに当たっては、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映させることで、実効性のある経営戦略となるよう取り組んでいただきたい。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映させた経営戦略の改定を要件とする予定であることに留意していただきたい。

経営戦略の改定に当たっては、策定・改定の実務上の指針である「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」のほか、「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付け総財公第6号・総財第1号・総財準第2号総務省自治財政局公営企業課長等通知）を参照していただきたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

特に、「経営戦略策定・改定ガイドライン」で示しているとおり、公営企業の経営に当たっては、賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信

技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要である。このため、物価高騰の影響のほか、DX・GX の取組についても、経営戦略に適切に反映させていただきたい。

併せて、テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要である。

なお、新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化等に伴う経営戦略と実績との乖離検証を行い、改定に係る取組を適切に進めていただきたい。

2 公営企業の抜本的な改革等の推進

(1) 抜本的な改革の取組

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、事業ごとの特性に応じ、経営形態の在り方について検討を行うことが必要である。特に、事業の意義等の検証を踏まえ、公営で行う必要性が低いものや民間代替性が高いものについては、事業廃止や民営化・民間譲渡の観点から積極的な検討が求められる。また、水道事業や下水道事業など、公営で行う必要性が高いものについては、広域化等や民間活用により持続可能な経営の確保を図ることが重要である。令和5年度においては、事業廃止97件、広域化等100件、包括的民間委託35件など、各事業の特性に応じた取組が着実に進められている。各公営企業においては、引き続き抜本的な改革の取組について不断に検討を行っていく必要がある。

(2) 業務効率化、DX・GX等の取組

(1)に掲げる抜本的な改革の取組以外にも、業務効率化※、収益増加、経費削減、住民サービスの向上等に資するDX・GXの導入や附帯事業の実施をはじめとした取組は、持続可能な経営の確保につながる重要な取組であるため、各公営企業においては、持続可能な経営を確保する観点から、これらの取組についても積極的に検討していただきたい。
※ 業務や施設を通じた一括工事・一括管理等の取組によりコストを共有することで平均コストを低下させる取組や、事業統合に際し管路延長に多額の経費を要する場合など、コストの共有が困難な場合に取って別個の取扱いとする(例：下水道事業における最適化)ことで平均コストの上昇を抑制する取組を含む。

デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する、日常生活に不可欠なサービスの確保、地域産業の生産性向上等地域の課題解決に資する情報システムの導入及び情報通信機器等の整備等に係る地方単独事業等について、一般会計が補助を行う場合には、一般会計において、補助額の90%までデジタル活用推進事業債(仮称)を充当できるとし、元利償還金の50%(国庫補助事業の地方負担を除く。)を基準財政需要額に算入することとしている。事業期間については、令和11年度までとしている。

また、公営企業が実施するDXの取組に要する経費については、現行制度においても、地方債同意等基準運用要綱等において、建設改良費の要件を満たす場合及び病院事業・介護サービス事業に必要な一定の機械器具は、公営企業債の充当対象経費とされているが、この要件を満たさない場合において、デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業

が実施する、日常生活に不可欠なサービスの確保、地域産業の生産性向上等地域の課題解決に資する情報システムの導入及び情報通信機器等の整備等に係る地方単独事業等については、地方債同意等基準運用要綱等において、新たに資金手当として公営企業債を充当することも可能とすることとしている。事業期間については、令和11年度までとしている。

なお、公営企業の脱炭素化の取組については、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。公営企業債(脱炭素化推進事業)の事業期間(令和7年度まで)終了後の在り方については、地方公共団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

(3) 先進・優良事例集の活用等

公営企業の抜本的な改革や業務効率化、DX・GX等の取組をはじめ、公営企業における具体的な取組の検討に当たっては、令和5年3月に作成・公表した「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」、4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」を積極的に活用していただきたい。

3 公営企業の「見える化」の推進

(1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」(平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知)及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成31年1月25日付け総財公第10号総務省自治財政局長通知)により、下水道事業及び簡易水道事業(以下「重点事業」という。)について、令和5年度までに公営企業会計を適用するよう要請してきたところである。これにより、重点事業については、ほとんどの地方公共団体で公営企業会計が適用された一方で、一部の団体においては取組が完了していない状況である。また、その他の事業についても、令和5年度までにできる限り公営企業会計を適用するよう要請してきたところであるが、団体によって取組の進捗に差異が見られる。

このため、各地方公共団体においては、「公営企業会計の適用の更なる推進について」(令和6年1月22日付け総財公第1号総務省自治財政局長通知)等を踏まえ、既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まない事業(令和7年度からは、統合・廃止する旨を公表している事業に限る予定であることに留意いただきたい。)又は災害対応その他の理由により、公営企業会計の適用が著しく困難な事業を除き、重点事業については早急に公営企業会計を適用し、その他の事業についてはできる限り公営企業会計を適用するなど、次の事項に留意の上、一層の取組を推進していただきたい。

- ・ 下水道事業における高資本費対策及び簡易水道事業における高料金対策に係る地方交付税措置については、同通知により公営企業会計の適用を要請している事業は令和6年度決算に基づく算定(令和8年度分算定)から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。
- ・ 資本費平準化債の同意等について、同通知により公営企業会計の適用を要請してい

る重点事業は令和7年度から、その他の事業は令和11年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。

併せて、都道府県においては、市町村等（市区町村、一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市町村等が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市町村等の取組状況を踏まえた適切な助言等について、引き続きご協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計の適用が円滑に推進されるよう、平成31年3月に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を改訂したほか、4に掲げるとおり、「経営・財務マネジメント強化事業」を令和7年度も引き続き実施することとしており、積極的に活用していただきたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

①公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。重点事業については、その元利償還金に対し、引き続き普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の1/2を一般会計からの繰出の対象とした上で、当該繰出に対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（令和6～10年度）。

なお、会計処理及び財務諸表の作成に要する経費については、財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度（財務規定等を適用した1年目から3年目）まで公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とされていることに留意いただきたい。

②都道府県が行う市町村等への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市町村等への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和6～10年度）。

③資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている（重点事業については令和7年4月1日までに適用する事業、その他の事業については令和11年4月1日までに適用する事業が対象）。

(2) 経営比較分析表

平成27年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の9分野を対象としている。各公営企業の経営比較分析表は、総務省ホームページからも閲覧可能であるので、今後とも、各公営企業の経営分析や抜本的な改革の検討に当たり、積極的

に活用していただきたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html）

4 人的支援

地方公共団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」（地方公共団体金融機構との共同事業）については、令和7年度も引き続き実施することとしている。具体的には、経営戦略の改定及び公営企業会計の適用のほか、DX・GXの取組の推進や料金改定、経営分析等の各公営企業が抱える諸課題の解決に向け、幅広くアドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することが可能である。地方公共団体から提出された実績報告書によれば、ほとんどの団体において、本事業の活用により課題の解決等の取組が進んでいる。各公営企業においては積極的に本事業を活用し、課題の解決につなげていただきたい。

（参考：<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>）

第2 各事業における課題とその対策

1 病院事業

(1) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化の推進

病院事業については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した「公立病院経営強化プラン」（以下「プラン」という。）に基づき、経営強化の取組を推進していただきたい。

なお、ガイドラインにおいて、プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果、プランに掲げた数値目標の達成が著しく困難である場合などには、抜本的な見直しを含めプランの改定を速やかに行うことを要請している。よって、各病院事業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、必要に応じプランの改定を行い、経営強化に取り組んでいただきたい。

(2) 地方財政措置

持続可能な地域医療提供体制を確保する観点から、経営強化に係る取組を支援するため、所要の地方財政措置を講ずることとしている。

なお、以下のほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

①公立病院の経営改善の促進と資金繰り支援

厳しい経営環境に直面している病院事業について、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、新たに病院事業債（経営改善推進事業）を創設することとしている。

また、総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修（医療経営人材養成研修）を創設することとしている。

②不採算地区病院等に対する特別交付税基準額引上げの継続

不採算地区病院等については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している特別交付税措置の基準額の引上げ（30%）措置を、令和7年度においても継続することとしている。

③公的病院等に対する地方公共団体の助成経費に対する財政措置

へき地における医療提供体制を確保するため、へき地医療を担う公的病院等に対する地方公共団体の助成経費に係る特別交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加することとしている。

なお、公立病院及び公的病院等が行うへき地保健医療等に対する特別交付税措置については、一般会計が繰出又は助成を行った額に措置率（0.8）を乗じた額と基準額とを比較する方式に見直しを行うこととしている。

④建築単価の見直し

公立病院等の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、

最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、52万円/㎡から59万円/㎡へ引き上げることとし、令和6年度の病院事業債から適用することとしている（継続事業についても、令和6年度分の病院事業債から適用）。

⑤病院事業債（特別分）の経過措置の創設

病院事業債（特別分）の措置期間（令和9年度まで）終了後の在り方については、病院事業の実情や課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和9年度までに実施設計に着手した事業については、令和9年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

⑥公営企業債（防災対策事業）の創設

病院事業債（災害分）を改編の上、新たに創設する公営企業債（防災対策事業）において、災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事を対象事業に追加することとしている。詳細については、第3の1を参照していただきたい。

2 水道事業

(1) 水道事業の防災対策の推進

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方公共団体の水道事業の防災対策を強化するため、次のとおり地方財政措置を拡充することとしている。

①水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

水道管路の耐震化事業については、これを推進するため、同事業の過去の平均事業費に上積みして実施する事業費（以下「上積事業費」という。）について、地方負担額の一定割合^{*1}を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の50%について普通交付税措置を講じており、令和6年度には、当該措置の期限を令和10年度まで5年間延長している。

この措置について、水道管路の耐震化の一層の推進を図るため、令和7年度より措置内容を以下ア～ウのとおり見直すこととしている。

ア 上積事業費の算出の基礎として管路耐震化事業費（水道管路の耐震化事業に要する経費）を用いることとし、当該事業費が基準管路耐震化事業費^{*2}を上回る額を上積事業費とすることとする。

ただし、令和7年度に限り、見直し前の算出方法により算出した事業費を用いることも可能とすることとしている。

イ 特別対策分^{*1}の対象団体について、その対象要件を前々年度の家庭用料金（13mm・20mm）が全国平均以上かつ資本費が全国平均以上に見直し、要件を緩和することとする。

ただし、令和7年度に限り、見直し前の要件に該当する団体についても、特別対策分の対象とすることとする。

ウ 一般対策分^{*1}の対象に用水供給事業者を新たに加えることとする。

なお、この地方財政措置については、前年度末時点で経営戦略を策定していることを要件としているが、令和8年度以降は、前年度末時点で経営戦略を改定していることを要件とする予定であることに留意していただきたい。

※1 経営条件の厳しさを示す資本費の指標等が一定水準以上の団体については1/2(特別対策分)。それ以外の団体は1/4(一般対策分)。

※2 有収水量1㎡当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た額又は令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費の額のいずれか低い方。用水供給事業者については、令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費の額とすることとする。

②公営企業債(防災対策事業)の創設

水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸及び可搬式浄水設備)の整備(機能向上を伴わない更新・改築事業を除く。)について、新たに創設する公営企業債(防災対策事業)の対象事業に追加することとしている。詳細については、第3の1を参照していただきたい。

(2)広域化の推進

広域化の推進に当たっては、「水道事業における広域化の更なる推進等について」(令和5年4月25日付け自治財政局公営企業経営室・厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室事務連絡)を踏まえ、各都道府県で策定された「水道広域化推進プラン」に基づく広域化の取組を進めることが重要である。同事務連絡においては、都道府県は同プランに基づく取組を推進する役割を担うものであることから、市町村等の間の協議に当たって調整機能を発揮することが求められることや、市町村等は同プランを踏まえて広域化に係る検討を行い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組むとともに、その検討結果を令和7年度までの改定を要請している経営戦略に反映させることを要請しているところである。また、都道府県においては、経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等も踏まえつつ、更なる広域化の取組について検討いただき、適宜同プランの改定を行っていただきたい。

その際、国土交通省の所管する「防災・安全交付金」における広域化事業は、交付対象期間が原則10年間であり、令和16年度までの時限事業とされていることや、地方財政措置は同プランに記載されている広域化事業に対して講じられることに留意していただきたい。

また、広域化の取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。

①「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備費等に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

②広域化の推進のための調査検討に要する経費

都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている(令和5～7年度)。

③経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料

金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置(差額に一定率を乗じて算定。統合後6年目以降、段階的に縮減。)を引き続き講ずることとしている。

(3)その他の取組の推進

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、住民生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントを反映させた経営戦略を策定・改定し、適切に料金改定を行い所要の財源を確保しつつ、着実な更新投資を進めることが重要である。併せて、指定管理者制度、包括的民間委託及びウォーターPPP^{*}を含むPPP/PFI等の民間活用の取組についても積極的に検討していただきたい。

※ 水道、工業用水道及び下水道分野における公共施設等運営事業及び管理・更新一体マネジメント方式(長期契約により管理・更新を一体的にマネジメントすることで公共施設等運営事業に準ずる効果が期待できる官民連携方式)。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT・IoT等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針・漏水情報の自動収集やビッグデータの収集・解析による配水の最適化・故障予知診断など、更なるDXの推進を検討していただきたい。

また、土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

3 下水道事業

(1)広域化・共同化の推進

広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化」の更なる推進等について」(令和5年4月24日付け総務省自治財政局準公営企業室課長補佐等事務連絡)を踏まえ、各都道府県で策定された「広域化・共同化計画」に基づく広域化・共同化の取組を進めることが重要である。同事務連絡においては、都道府県は同計画に基づく取組を推進する役割を担うものであることから、市町村等の間の協議に当たって調整機能を発揮することが求められることや、市町村等は、都道府県とともに、同計画を踏まえて広域化・共同化に係る検討を行い、検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定に反映させることを要請しているところである。また、各都道府県において策定した「広域化・共同化計画」に基づき、令和6年4月に取りまとめた「広域化・共同化計画実施マニュアル」も踏まえ、都道府県のリーダーシップの下で同計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、随時点検や進捗確認を行い、更なる広域化・共同化の取組について検討いただき、適宜同計画の改定を行っていただきたい。

また、広域化・共同化の取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。

①広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費

「広域化・共同化計画」に位置付けられた広域化・共同化事業に伴い必要となる施設等の整備に要する経費について、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の28%～56%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

特に、公共下水道等を流域下水道へ統合する場合には、流域下水道への統合のために市町村等が実施する接続管渠等の整備に要する経費について、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の35%～63%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

②広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費

都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和5～7年度）。

③事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

「広域化・共同化計画」に位置付けられた事業統合（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から統合前の事業のうち接続元の事業が供用開始後30年に達するまでの間、激変緩和措置（差額部分について、統合後6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。なお、複数の種類の下水道事業について同一の特別会計で経理を行うこととした場合においても、事業毎に高資本費対策が講じられることに留意していただきたい。

(2) その他の取組の推進

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組んでいただきたい。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定・改定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、施設の長寿命化や事業量の平準化に努めることが重要である。併せて、職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度、包括的民間委託及びウォーターPPPを含むPPP/PFI、事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用取組についても積極的に検討していただきたい。このほか、広域化・共同化を促進する観点から、ICTを活用した処理場の遠隔監視の導入など、更なるDXの推進を検討していただきたい。

また、下水道事業会計が実施する流域治水対策に資する地方単独事業に要する経費については、一般会計からの公営企業繰出金に対して、令和3年度から令和7年度までの間、緊急自然災害防止対策事業債の対象とすることとしている。公共下水道事業における対象施設については、雨水ポンプ、雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む。）、樋門及

び樋管としている。

なお、緊急自然災害防止対策事業債の事業期間（令和7年度まで）終了後の在り方については、地方公共団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和7年度までに建設工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

4 交通事業

公営交通事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により料金収入が大幅に減少した後、旅客需要は回復傾向にあるものの、テレワークの普及等の行動変容が進んだことにより、元の水準まで回復していない。こうした経営環境の変化による構造的な課題に対応するため、経営戦略を改定し適切に取り組むことにより、経営の持続可能性を確保することが重要であることから、「公営交通事業の経営に当たっての留意事項について」（令和6年1月22日付け総財第2号総務省自治財政局公営企業経営室長通知）を踏まえ、経営改善の取組を一層推進していただきたい。

なお、経営戦略等に基づく経営改善実行計画及び収支計画を策定して経営改善に取り組む地方公共団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、令和8年度まで交通事業債（経営改善推進事業）を発行できることとしている。

5 その他の事業

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財第146号・総財第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処していただきたい。

第3 その他諸課題への対応

1 水道等の防災対策の推進

上下水道事業の防災対策については、令和6年能登半島地震の被災状況や教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地震をはじめとする今後発生しうる災害に対する備えとして、国庫補助金等も有効に活用しながら、上下水道の耐震化や応急給水設備の整備等の防災対策の取組を計画的に推進していただきたい。

水道管路耐震化事業に対する地方財政措置については、対象となる上積事業費の算出方法を見直した上で、特別対策分の対象要件を緩和し対象団体を拡充するとともに、用水供給事業者を新たに一般対策分の対象団体に追加することとしており、その内容の詳細については第2の2(1)①を参照していただきたい。

なお、今般の能登半島地震においては、管路や処理場の耐震化、マンホールトイレシステムやトイレカーの整備、処理場の防災拠点化など、下水道の防災対策の重要性についても認識されたところである。国庫補助金等や下水道事業債を活用するなどして、防災対策の取組を計画的に推進していただきたい。

さらに、現行の病院事業債（災害分）を改編の上、災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事及び水道事業における水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸及び可搬式浄水設備）の整備（機能向上を伴わない更新・改築事業を除く。）を対象事業に追加（令和10年度まで）し、公営企業債（防災対策事業）を創設することとしている。病院事業については通常の診療に必要な施設を上回る分、水道事業については地方負担の1/2について公営企業債（防災対策事業）を充当した上で（残余については、通常の公営企業債を充当）、公営企業債（防災対策事業）の元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、元利償還金の70%（国庫補助事業にあっては50%）について、普通交付税措置を講ずることとしている。

2 上下水道の経営基盤強化に関する研究会

「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」において、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行っているため、その動向を注視いただきたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jougesuido/index.html）

3 地方公営企業法施行令の一部改正

「地方公営企業法施行令の一部改正等について（通知）」（令和6年12月6日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）で周知しているとおり、令和5年の地方分権改革に関する提案募集にて、公営企業の業務に係る公金事務の一部を取り扱う金融機関に課されている担保提供義務の緩和が提案されたこと及び「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の3に規定する地方公営企業の業務に係る公金事務の一部を取り扱う金融機関に課されている担保提供義務を廃止することを内容とする地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第358号）が令和6年12月6日に公布されたところであり、同政令の施行期日は令和7年4月1日であるので、各公営企業においては、

必要に応じ金融機関との調整を行うなど、適切に対応していただきたい。

4 会計年度任用職員制度の適正な運用

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和6年12月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

5 地方公務員の定年引上げへの対応

地方公務員の定年引上げについては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日に施行されており、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について」（令和4年3月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等にも留意し、適切かつ円滑な運用に向けて取り組んでいただきたい。

6 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要がある。

適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたい。

デジタルインボイスについては、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様である Peppol（ペポル）をベースとしたインボイス（Peppol e-invoice）の普及・定着に向けた取組を行っていることから、公営企業においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたい。現在、民間のサービスプロバイダーにより Peppol e-invoice 対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より電子調達システム（GEPS）等による Peppol e-invoice の受領が可能となっていること等も参考としていただきたい。

適格請求書発行事業者の登録や適格請求書の発行については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A」（令和6年12月26日版）を参照いただきたい。

また、「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する入札参加資格を定めることについて（通知）」（令和4年10月7日付け自治行政局行政課長通知）を踏まえ、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような入札参加資格を定めることは適当ではないことに留意いただきたい。

なお、取引先の免税事業者に対し適格請求書発行事業者となるよう要請する場合には、「インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組」（令和 5 年 10 月 4 日公正取引委員会公表）等を踏まえ、適切に対応していただきたい。

7 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 101 号総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、引き続き経営健全化等に取り組んでいただきたい。

特に、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年 7 月 23 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局公営企業課長通知）に基づく経営健全化方針の策定を要する地方公共団体については、経営健全化方針に基づき一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

また、策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要があるが、評価の結果、策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組んでいただきたい。

第三セクター等の経営健全化の支援として、第 1 の 4 に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」において、第三セクター等の経営健全化に係るアドバイザーの派遣を行っているので、本事業を活用し、経営の健全化に取り組んでいただきたい。

このほか、地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や第三セクター等を活用した地域活性化等に係る取組に当たっては、現在公表している「第三セクター改革等先進事例集」や、「第三セクター等に関する参考事例集」を積極的に活用していただきたい。

なお、各地方公共団体における第三セクター等の経営健全化の取組状況については、総務省ホームページに掲載しているので参考としていただきたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html）

【連絡先】		
（公営企業の抜本的な改革等の推進、下記以外の事項）		
自治財政局公営企業課	早川係長	電話：03-5253-5634
（経営戦略の改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進）		
自治財政局公営企業課	細川係長	電話：03-5253-5635
（公営企業会計の適用拡大、人的支援）		
自治財政局公営企業課	印口係長	電話：03-5253-5635
（経営比較分析表）		
自治財政局公営企業課	佐藤係長	電話：03-5253-5634
（水道事業）		
自治財政局公営企業経営室	高岡係長	電話：03-5253-5638
（交通事業、エネルギー事業）		
自治財政局公営企業経営室	竹川係長	電話：03-5253-5639
（下水道事業）		
自治財政局準公営企業室	佐藤係長	電話：03-5253-5642
（病院事業）		
自治財政局準公営企業室	高木係長	電話：03-5253-5643
（観光施設事業、宅地造成事業）		
自治財政局準公営企業室	大澤係長	電話：03-5253-5643

「令和 7 年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「令和 7 年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添 1・2 のとおりであり、併せて参照されたい。

令和7年度の地方財政対策及び地方債計画の概要
(公営企業関係)

1. 通常収支分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

2兆2,800億円程度(対前年度比 約1.7%減)

○主な事業

上水道事業 1,200億円程度

病院事業 7,900億円程度

下水道事業 1兆1,900億円程度

(2) 地方債計画(公営企業分) 3兆1,985億円(対前年度比 約7.4%増)

2. 東日本大震災分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

(2) 地方債計画(公営企業分)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

3億円(対前年度比 25.0%減)

令和7年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,890	15,794	96	0.6
2 公営住宅建設事業	1,100	1,082	18	1.7
3 災害復旧事業	1,127	1,119	8	0.7
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
(1) 学校教育施設等	2,670	2,119	551	26.0
(2) 社会福祉施設	367	365	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,254	349	27.8
(4) 一般補助施設等	546	538	8	1.5
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,625	26,845	△ 220	△ 0.8
(1) 一般	2,493	2,493	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	2,500	3,800	△ 1,300	△ 34.2
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,490	6,270	220	3.5
(1) 辺地対策	590	570	20	3.5
(2) 過疎対策	5,900	5,700	200	3.5
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	58,100	57,068	1,032	1.8
二 公営企業債				
1 水道事業	7,339	6,356	983	15.5
2 工業用水道事業	420	392	28	7.1
3 交通事業	1,584	1,763	△ 179	△ 10.2
4 電気事業・ガス事業	260	241	19	7.9
5 港湾整備事業	618	577	41	7.1
6 病院事業・介護サービス事業	5,998	4,981	1,017	20.4
7 市場事業・と畜場事業	395	386	9	2.3
8 地域開発事業	1,346	1,290	56	4.3
9 下水道事業	13,918	13,686	232	1.7
10 観光その他事業	107	100	7	7.0
計	31,985	29,772	2,213	7.4
合 計	90,085	86,840	3,245	3.7

(単位: 億円、%)

項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債	0	4,544	△ 4,544	皆減
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
総 計	(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
	90,885	92,184	△ 1,299	△ 1.4
内 普 通 会 計 分	59,602	63,103	△ 3,501	△ 5.5
訳 公 営 企 業 会 計 等 分	31,283	29,081	2,202	7.6
資 金 区 分				
公 的 資 金	38,761	39,408	△ 647	△ 1.6
財 政 融 資 資 金	22,688	23,252	△ 564	△ 2.4
地方公共団体金融機構資金	16,073	16,156	△ 83	△ 0.5
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
民 間 等 資 金	52,124	52,776	△ 652	△ 1.2
市 場 公 募	32,600	33,100	△ 500	△ 1.5
銀 行 等 引 受	19,524	19,676	△ 152	△ 0.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和7年度地方公営企業関係予算案主要項目

別添2

(通常収支分)

第1 総務省分

(単位: 百万円)

項 目	令和7年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	8	9	△ 1	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費 〈主な経費〉決算の分析・統計の整備や優良な取組の表彰等
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	8	8	0	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費 〈主な経費〉検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先進事例の調査・検証に要する経費	6	6	0	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、経営戦略の策定等に資する先進事例の調査・検証を行うために要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	116	112	4	地方財政決算情報管理システム(決算統計システム)の運営・保守及びシステム改修に要する経費 ※デジタル庁一括計上
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を行うために要する経費
合 計	141	138	3	

第2 他省庁分

(単位: 百万円)

項 目	令和7年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	876,312	899,318	△ 23,006	(公営企業分は内数)
(1) 水道施設整備費	20,194	16,993	3,201	国土交通省所管 水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 簡易水道等施設 4/10・1/2・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 上水道施設 1/2 簡易水道施設 2/3
(2) 河川等災害復旧事業費	5,563	8,673	△ 3,110	国土交通省所管(公営企業分は内数)
(3) 防災・安全社会資本整備交付金	846,955	870,652	△ 23,697	国土交通省所管(公営企業分は内数) 1/2・4/10・1/3・1/4
(4) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	3,600	3,000	600	国土交通省所管

項 目	令和7年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
2 工業用水道事業関係	2,202	2,215	△ 13	
(1) 工業用水道事業費補助	2,061	2,045	16	経済産業省所管 工業用水道事業費補助 4/10
(2) 水資源機構事業費補助	94	118	△ 24	国土交通省所管 工業用水道事業費補助 4/10
(3) 沖縄振興交付金事業推進費	47	52	△ 5	内閣府所管 最大交付率 100% 改築分は、改良事業採択年度における交付率×3/4。
3 交通事業関係	36,461	34,965	1,496	(公営企業分は内数)
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	15,264	13,864	1,400	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	20,497	20,571	△ 74	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	30	30	0	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/3
(4) 公共交通利用環境の革新等	670	500	170	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/2, 1/3
4 病院事業関係	102,338	112,797	△ 10,459	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
(1) 施設・設備分	4,334	4,474	△ 140	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業除く。)	1,955	2,449	△ 494	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) ヘき地医療対策 ア ヘき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ ヘき地保健指導所施設整備事業 1/2・1/3 エ ヘき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/2 2) プライマリケア ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 1/2 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 エ 分枝取扱施設施設整備事業 1/2 オ 医療施設ブロック棚改修等施設整備 1/3 カ 新興感染症対応力強化事業 1/2・1/3 ※内閣府所管(沖縄分)についてはH24から沖縄振興公共投資交付金として、一括交付金化
② 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業分)	100	249	△ 149	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/2

項 目	令和7年度 予算額（案）	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
③ 医療施設等設備整備費補助金	2,279	1,776	503	厚生労働省所管（公営企業分は内数） 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2・3/4 ウ へき地患者輸送車（艇） 1/2 エ へき地巡回診療車（船） 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2・1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡画像診断システム等整備 1/2 エ 分娩取扱施設設備整備事業 1/2 オ 実践的な手術手技向上研修施設設備整備事業 1/2 カ 遠隔ＩＣＵ体制整備促進事業 1/2 キ 産科医師不足地域における妊産婦モニタリング支援事業 1/2 ク 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 1/2 ケ 新興感染症対応力強化事業 1/2
(2) 運営費等分	36,705	35,024	1,681	厚生労働省所管（公営企業分は内数）
① 医療施設運営費等補助金	10,051	8,959	1,092	厚生労働省所管（公営企業分は内数）
うちへき地保健医療対策費	2,566	2,203	363	へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院 1/2 389 へき地診療所 3/4・2/3 1,318 へき地巡回診療車（船・航空機） 1/2 147 へき地患者輸送車（艇・航空機） 1/2 126 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 13 産科医療機関確保事業 1/2 281 その他 1/2 32
② 医療提供体制推進事業費補助金	26,655	26,065	590	厚生労働省所管（公営企業分は内数） 補助率 1/3、1/2、定額
(3) 医療介護提供体制改革推進交付金（地域医療介護総合確保基金（医療分））	61,299	73,299	△ 12,000	厚生労働省所管（公営企業分は内数）
5 介護サービス施設整備事業関係	26,375	26,375	0	（公営企業分は内数）
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	25,208	25,208	0	厚生労働省所管（公営企業分は内数）
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1,167	1,167	0	厚生労働省所管（公営企業分は内数） 補助率 1/2、定額

項 目	令和7年度 予算額（案）	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
6 市場事業・と畜場事業関係	13,678	12,924	754	（公営企業分は内数）
(1) 強い農業づくり総合支援交付金	11,726	10,972	754	農林水産省所管（公営企業分は内数） 補助率 定額（4/10以内・1/3以内・1/2以内）
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	1,952	1,952	0	水産庁所管（公営企業分は内数） 補助率 定額（1/3以内・4/10以内・1/2以内・5.5/10以内・2/3以内）
7 下水道事業関係	1,632,943	1,594,108	38,835	（公営企業分は内数）
(1) 沖縄振興公共投資交付金	37,984	36,806	1,178	内閣府所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金	59,777	0	59,777	内閣府所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3) 社会資本整備総合交付金	487,410	506,453	△ 19,043	国土交通省所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全交付金	846,955	870,652	△ 23,697	国土交通省所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	8,564	8,546	18	国土交通省所管 ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道
(6) 下水道防災事業費補助金	102,250	80,450	21,800	国土交通省所管 ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道
(7) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	3,600	3,000	600	国土交通省所管
(8) 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	8,513	8,613	△ 100	環境省所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・特定地域生活排水処理施設
(9) 農山漁村地域整備交付金	74,821	76,999	△ 2,178	農林水産省所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・集落排水施設
(10) 農山漁村振興整備交付金	3,069	2,589	480	農林水産省所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

他省庁分 (単位：百万円)

項 目	令和7年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係 河川等災害復旧事業費補助	7,488 7,488	6,518 6,518	970 970	(公営企業分は内数) 国土交通省所管 (復興庁計上分、公営企業分は内数)
2 下水道事業関係 社会資本整備総合交付金	25,981 25,981	16,176 16,176	9,805 9,805	(公営企業分は内数) 復興庁所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

1. 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

【事業期間】 令和10年度まで

【対象経費】 水道管路の耐震化事業のうち、通常事業費を超えて実施する事業(上積事業費)

【地方財政措置】 対象経費のうち一定割合※¹を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置

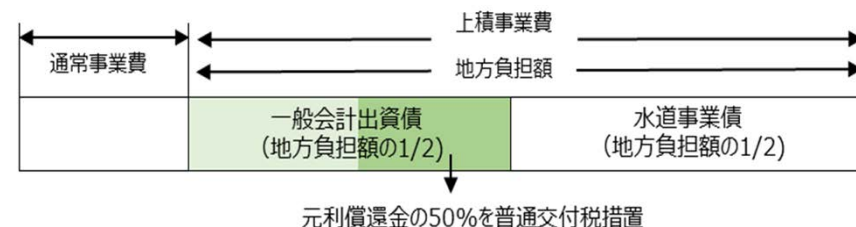
※¹ 経営条件が厳しいこと等の要件を満たす団体は1/2(特別対策分)
それ以外の団体は1/4(一般対策分)

【拡充内容】

- ①上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から、事業費を基準とする方法に見直し※²
- ②特別対策分の対象要件を、家庭用料金及び資本費が全国平均以上の団体に見直し※²(要件を緩和)
- ③一般対策分の対象団体に用水供給事業者を追加

※² ①、②については、令和7年度に限り、令和6年度の基準及び要件を併用

<地方財政措置(特別対策分)>



(耐震管の敷設工事)



(給水車)

2. 公営企業債(防災対策事業)の創設～発災後の水の確保等への備え～

現行の病院事業債(災害分)を改編のうえ、以下①②の事業を追加(令和10年度まで)し、「公営企業債(防災対策事業)」を創設

- ①病院事業：災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事
- ②水道事業：水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備※³

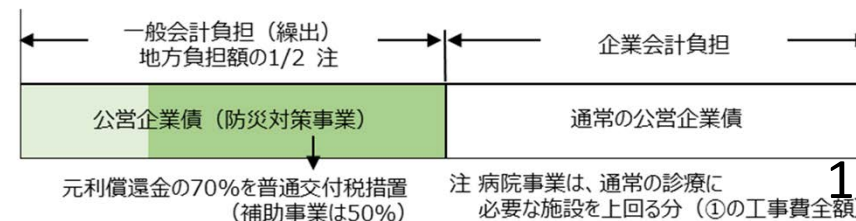
※³ 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

【地方財政措置】

元利償還金の70%※⁴を普通交付税措置

※⁴ 国庫補助事業にあつては50%

<地方財政措置>



- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、現行の病院事業債（災害分）を改編のうえ、災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事及び水道事業における水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備を対象事業に追加し、公営企業債（防災対策事業）を創設

1. 対象事業

（1）病院事業

対象医療機関※1が災害時における救急医療の提供のために必要な施設整備として行う事業のうち、通常の診療に必要な施設を上回る下記の施設の整備（建物の新築、増改築等にあわせて行う場合を含む。）

- ア 耐震化を必要とする医療機関として必要となる既存建物に対する補強工事（給排水管の耐震性能の確保工事を含む。）
- イ 備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、免震装置等の設置（これらの設備の嵩上げ・上層階への移設を含む。）
- ウ 外壁の補強、防護壁の設置その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

※1 対象医療機関

- ・ 災害拠点病院 ・ 災害拠点精神科病院
- ・ 地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業5箇年計画」に定められた耐震化を必要とする医療施設
- ・ 土砂災害危険箇所にある医療施設 ・ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等

（2）水道事業

応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備※2

※2 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く



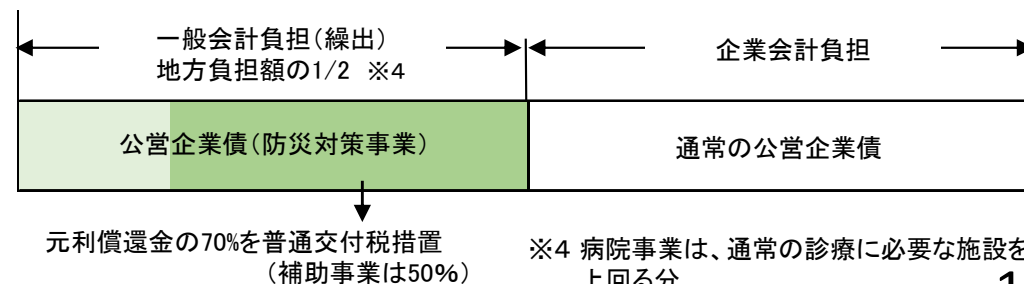
給水車

2. 事業期間

給排水管の耐震性能の確保工事及び応急給水のための設備の整備は、令和10年度まで

3. 地方財政措置

病院事業については通常の診療に必要な施設を上回る分、
水道事業については地方負担額の1/2に、
「公営企業債（防災対策事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を
一般会計繰出の対象とし、その元利償還金の70%※3を普通交付税措置
（残余については、通常の公営企業債を充当） ※3 国庫補助事業にあつては50%



1. 一般会計からの補助に対する地方財政措置

- デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備等※1に係る地方単独事業等について、一般会計が補助を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債（仮称）を充当可能とする。

※1 病院・介護サービス事業に必要な機器については、従前どおり病院事業・介護サービス事業債で対応

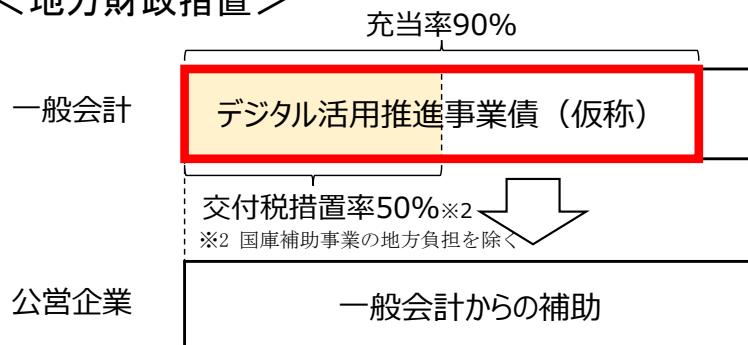
2. 公営企業債の同意等対象経費の拡大

- デジタル活用推進計画に位置付けて実施する上記の事業について、資金手当として公営企業債を充当することも可能とする。

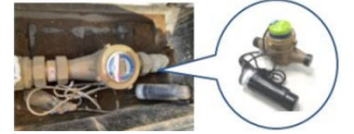
3. 事業期間

令和11年度までの5年間

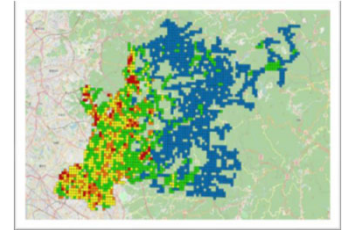
<地方財政措置>



（水道スマートメーター）



（AIを活用した管路劣化状況点検）



（オンライン診療）



（運行情報提供システム）



デジタル活用推進事業債（仮称）の対象事業イメージ①

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

①ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入(初期経費)※

<フロントヤード>

書かない窓口システム(来庁者が申請書を記入せずに手続きができるようにするシステム)

オンライン申請システム(自宅等からインターネットを利用して、行政手続きを可能にするシステム)

証明書コンビニ交付システム(コンビニで各種証明書の取得を可能とするシステム)

リモート窓口システム(行政相談やオンライン申請サポートを、支所・公民館等でオンラインで実施するシステム)

公共施設予約システム(公共施設の使用予約についてオンラインで可能とするシステム)

<教育・子育て>

オンライン学習システム(教室以外の場所でオンライン学習を可能とするシステム)

こども見守りシステム(こどもが地域の見守りポイントを通過した情報を把握し保護者へ提供するシステム)

<インフラ・防災>

防災情報提供システム(防災情報や災害発生時の情報を発信・共有するシステム)

<関連システムの改修>

フロントヤードシステムとデータ連携するシステムの改修(オンライン申請システム等で申請された情報を職員が手入力することなく、データ対応を可能とするために必要なバックヤードの業務システムの改修)

eLTAX公金収納のための関連システム改修(eL-QRを付した公金納付書を発行し、eLTAXとデータ連携するためのシステム改修)

※システムの移行・開発経費が対象

デジタル活用推進事業債（仮称）の対象事業イメージ②

①イ 共同調達によるシステムの導入

＜①ア以外で、共同調達によるシステムの導入事例＞

共同調達による業務改善ツール
共同調達による財務会計システム
共同調達による人事給与システム
共同調達による文書管理システム

②ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入

＜フロントヤード＞

カードリーダー（マイナンバーカード等の情報を読み取る機器）
住民窓口設置端末（書かない窓口やオンライン申請のサポートのために住民又は職員が使用する端末）
キャッシュレス機器（クレジットカード・電子マネー・QRコード等で公金を決済できる機器）
キオスク端末（庁舎・公民館・郵便局等においてセルフで証明書を取得できる端末）

＜教育・子育て＞

児童生徒用1人1台端末 ※資金手当としてデジタル活用推進事業債の対象
見守りカメラ・センサー（こどもの動静を把握し、システムに伝送するカメラ・センサー）

＜インフラ・防災＞

点検用ドローン（効率的に橋りょう等のインフラを点検するドローン）

②イ 公共施設のネットワーク環境の整備

公民館等住民窓口拠点施設内のLAN環境の構築
学校施設内のLAN環境の強化

デジタル活用推進事業債（仮称）の対象事業イメージ③

(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

<日常生活に不可欠なサービスの確保>

オンライン診療用システム（診察予約から診療、決済までをオンライン上で行うシステム）

住民向けMaaS（複数の交通手段にまたがる運行情報の提供、予約・支払い等を可能とするシステム）

バス運行情報提供システム（バス位置情報をリアルタイム監視し、利用住民へ運行情報を案内するシステム）

オンデマンド交通システム（AIを活用した効率的な配車により、利用者予約に対し最適配車を行うシステム）

高齢者見守りシステム（高齢者の様子に異変が起きた際に素早く察知・情報連携するシステム）

水道管路劣化状況点検システム（AIを活用した衛星映像の解析により管路の劣化状況を点検し、更新修繕の最適化を図るシステム）

水道スマートメーター（遠隔で検針値等のデータを取得でき、検針の効率化、漏水の早期発見に寄与する機器）

<地域産業の生産性向上>

農業用ドローン（農薬や肥料を散布するドローン）

営農環境モニタリングシステム（ハウス内の温度環境等をモニタリングし、出荷時期の予測を可能とするシステム）

観光アプリ（観光情報の発信や、割引券の発行などを可能とするアプリ）

地域通貨システム（地域電子マネー導入によるキャッシュレス化を行うシステム）

<移住及び定住並びに地域間交流の促進>

サテライトオフィス・コワーキングスペースにおけるPC設置及びLAN環境の構築

※ 補助の対象となる公共的団体等の例

公益財団法人、公益社団法人、農業協同組合、商工会、商工会議所、社会福祉法人、地方財政法5条5号に規定する国又は地方公共団体が出資している法人 等

デジタル活用推進事業債（仮称）の対象外事業イメージ

対象外となる専ら自治体内部の事務処理を目的とする情報システム・情報通信機器の例

- 専ら自治体内部の事務処理を目的とし、既に地方交付税等により別途財政措置が講じられているものや、住民や地域に対し直接・明確に効果が波及しないものは、（共同調達によるシステム導入を除き）対象外

<内部管理を目的とするシステム>

財務会計システム、人事給与システム、文書管理システム

<職員の事務処理を目的とするシステム>

基幹系システム、県税務システム、環境情報システム、高校奨学金貸付システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合宛名システム、RPA等の業務改善ツール、設計施工管理システム、電子カルテシステム

<職員の事務処理を目的とする情報通信機器>

職員業務用端末、教員校務用端末、庁内システムサーバ

<職員の事務処理を目的とするネットワーク>

庁内LAN

デジタル活用推進計画の規定事項

○ 以下の1～3について、デジタル活用推進計画に規定することを想定

デジタル活用推進計画の規定事項(想定)

- 1 デジタル活用の基本的な方針(ビジョン)
- 2 事業の内容・実施期間・事業費
- 3 デジタル活用による行政運営の効率化や住民の
利便性向上、地域の課題解決の効果

参考:自治体DX推進計画【第3.0版】(総務省・令和6年4月改定)

相互に関連するDXの取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的にDXを強力に推進していくためには、DX推進のビジョン及び工程表から構成される全体的な方針(以下「全体方針」という)が決定される必要があり、その全体方針は広く自治体内で共有されるべきである。

※ 各自治体がDX推進に関する計画等を策定している場合には、上記規定事項を盛り込むことにより、デジタル活用推進計画として位置付けることが可能

デジタル行財政改革の今後の取組 (概要)

公共サービスにおけるDX(規制・制度・業務の見直しとセットで実施)

- 教育・子育て
➤ 教育データの利活用、次世代校務DX環境の整備
- 保活のワンストップの実現

- 医療・介護
➤ 医療情報の利用推進、電子処方箋の導入促進
- 介護ロボット・ICT機器の導入促進等を通じた生産性向上

- 福祉・相談
➤ 相談記録プラットフォームの構築

- モビリティ
➤ レベル4の自動運転バス・タクシーの実装加速
- ライドシェアについて、骨太方針に従い対応
- 広域でのモビリティデータ連携・活用基盤の整備促進

- 防災・安全
➤ 上下水道DXによる持続性確保
- ドローンの事業化加速

- 防災
➤ 広域災害における被災者データベースの構築等

- スタートアップ人材等
➤ 調達時のスタートアップの知財保護に向けたガイドライン策定
- DX人材のリスキリングと企業採用のマッチング環境の整備
- AI、デジタル技術等を活用した労働基準監督行政DX
- 国・地方のアナログ規制の見直し

重要分野のデータ利活用の法制度の評価・検討

- 2024年内に検討会を立ち上げ、医療等の重要分野におけるデータ利活用の課題等について検討を行い、2025年夏を目途にとりまとめ

国・地方デジタル共通基盤の整備

- 国・地方の共通システムの対象候補の選定
- 各府省庁による所管分野のBPR(業務の見直し)

EBPMによる見える化・政策の改善

- 「政策ダッシュボード」、「RSシステム」を活用した見える化推進
- 令和6年秋 行政事業レビューの実施(11月14・15日)

デジタル行財政改革のこれまでの成果と今後の取組④

課題／これまでの成果		今後の取組
各分野の取組	インフラ	● 社会・経済の基盤である上下水道について、担い手不足、施設の老朽化、耐震化の遅れ等により、災害復旧にも支障が生じている中においても、サービスを維持するため、自治体の広域連携を進め、経営の改善を図ることが課題 ● 物流の担い手不足の課題に対し、ドローンの事業化を加速するため、これまで、レベル3.5飛行制度の創設（2023年12月）や飛行に係る許可・承認手続期間の大幅短縮（2024年度中）に向けた取組等を実施
		（上下水道） ➤ 上下水道の管理業務・データといった「ソフト」の共通化・標準化を進めることにより、システム・施設といった「ハード」の連携や統合を含む広域化につなげる取組を上下水道一体で官民が協調して推進 （ドローン） ➤ コスト低減等により経済性の課題を克服し、ドローン事業化を更に加速するため、中山間地域でのドローン航路整備による物流・インフラ点検の共同事業プランの実装（2024年度中に一部地域で航路を180km以上整備し、プランの先行実装を開始）

インフラ：上下水道DXによる持続性確保、ドローンの事業化加速

- デジタル技術の活用や広域連携の推進による上下水道インフラ・サービスの持続性の確保。
- ドローンを活用した事業環境の整備による事業化の加速。

AS-IS（現状と課題）

（上下水道DXによる持続性確保）

- 現場の担い手不足が加速し、老朽化する施設の維持更新需要の増大に対応できない状況が全国で進展。能登半島地震においても、耐震化の遅れ等により上下水道インフラの復旧が遅れ、生活再建に支障。
- 各自治体においては、長年にわたり工夫が重ねられた結果、業務実施やデータ管理等の手法が様々に発達。
- 上下水道インフラ・サービスを維持するためには、デジタル技術を活用しながら、優れた成果の出ている業務実施手法等を具体化し、水平展開を図ることが必要。

（ドローンの事業化加速）

- 物流の担い手不足が進む中、ドローンの事業化を加速するため、これまで、レベル3.5飛行制度の創設（2023年12月）や飛行に係る許可・承認手続期間の大幅短縮（2024年度中）に向けた取組等を実施。

TO-BE（目指すべき姿）

（上下水道DXによる持続性確保）

- 上下水道の管理業務・データといった「ソフト」の共通化・標準化を進めることにより、システム・施設といった「ハード」の連携や統合を含む広域化につなげる取組を上下水道一体で官民が協調して推進。
- それにより、現場の担い手不足を補い、施設の維持管理・更新の効率的・効果的な実施が可能となることで、災害発生時を含めて上下水道サービスが持続的に提供される社会を実現。

（ドローンの事業化加速）

- コスト低減等により経済性の課題を克服し、ドローン活用を加速することで、物流ネットワークの維持やインフラの効率的・効果的な維持を実現。

Action（打ち手の方向性）

（★新規の取組）

（上下水道DXによる持続性確保）＜関係省庁：国土交通省、総務省、農林水産省、経済産業省、デジタル庁＞

- 自治体の業務ノウハウの見える化による優れた業務の水平展開と、AIや人工衛星等DX技術活用促進による業務の効率化（★）
- インフラの効率的な維持管理・更新や速やかな災害復旧に資する施設管理情報の整備・管理の標準化（★）
- DX技術の実装加速等（DX技術カタログの策定、取組状況の可視化等）（★）

（ドローンの事業化加速）＜関係省庁：経済産業省、国土交通省＞

- 中山間地域でのドローン航路整備による物流・インフラ点検の共同事業プランの実装（2024年度中に一部地域で先行実装を開始）

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用人材確保、
組織体制の整備新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

②事業としての持続可能性

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等 (※)

民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

経済・財政新生計画改革実行プログラム2024①

2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ～2030年度
	2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革 （ⅰ）公営企業の業務効率化と抜本的な改革等の推進					取組の進捗や施策の 効果について把握・ 評価を行い、今後の 取組を検討のうえ、 推進。
事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革を推進。					
経営戦略を策定済の事業について、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図り、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行った上での改定を推進。			経営戦略を改定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。		
9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用による「見える化」を推進。					
経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。					
《総務省》					
（ⅱ）公営企業会計の適用促進					
重点事業(下水道、簡易水道事業)について、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。					取組の進捗や施策の 効果について把握・ 評価を行い、今後の 取組を検討のうえ、 推進。
その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、資産規模や更新投資の多寡などの実情や費用対効果を踏まえた、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。					
《総務省》					

経済・財政新生計画改革実行プログラム2024②

地方自治体の財政マネジメントの強化

2024年度 《主担当府省庁等》		集中取組期間				2028年度 ～2030年度
		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		取組の進捗や施策の 効果について把握・ 評価を行い、今後の 取組を検討のうえ、 推進。
② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革						
（iii）水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進						
持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。						
各都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。						
都道府県に対し、更なる広域化の取組の検討を促すとともに、市町村等に対し、広域化の検討結果を経営戦略の改定に反映することを促す。				取組の進捗について把握・評価を行い、今後の取組を検討。		
官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、水道カルテ等による料金の適正化、ＩＣＴ等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のＣＰＳ／ＩｏＴの活用)、上下水道一体でのＰＰＰ／ＰＦＩの導入や広域化・連携を促進。						
水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。						
《総務省、農林水産省、国土交通省、経済産業省》						

27

経済・財政新生計画改革実行プログラム2024③

地方自治体の財政マネジメントの強化

集中取組期間

2024年度

《主担当府省庁等》

2025年度

2026
年度

2027
年度

2028年度
～2030年度

年末

通常国会

概算要求
税制改正要望等

年末

通常国会

② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革

（iv）下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの公営企業を取り巻く厳しい経営環境や、2026年度における、汚水処理施設整備の概成を見据えながら、持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。

改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。

各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。

都道府県に対し、更なる広域化・共同化の取組の検討を促すとともに、市町村等に対し、広域化・共同化の検討結果を経営戦略の改定に反映することを促す。

取組の進捗について把握・評価を行い、今後の取組を検討。

先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、上下水道一体でのPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。

具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。

《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》

取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。

経済・財政新生計画改革実行プログラム2024④

地方自治体の財政マネジメントの強化

2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ～2030年度
	2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革					
（v）公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進					
各公立病院が策定した「公立病院経営強化プラン」について、必要に応じプランを見直すよう促す。また、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の取組を推進。					取組の進捗や施策の 効果について把握・ 評価を行い、今後の 取組を検討のうえ、 推進。
《総務省》					
（vi）第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進					
財政的リスクの高い第三セクター等と関係性を有する地方公共団体における経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促す。					取組の進捗や施策の 効果について把握・ 評価を行い、今後の 取組を検討のうえ、 推進。
経営健全化のための方針に沿った取組状況を毎年度把握・公表することにより、地方公共団体による第三セクター等の経営健全化を推進。					
《総務省》					

経営戦略の策定・改定状況（令和6年3月31日時点）

経営戦略の策定状況

- 令和2年度までの策定を要請（平成28年1月）
- 6,491事業(※)のうち、策定済の事業は6,350事業（97.8%）、未策定の事業は141事業（2.2%）となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和6年3月31日時点）

（単位：事業）

	①策定済 事業数（構成比）	②未策定 事業数（構成比）	合計 事業数（構成比）
水道	1,729 (99.1%)	16 (0.9%)	1,745 (100.0%)
うち上水道	1,287 (99.3%)	9 (0.7%)	1,296 (100.0%)
うち簡易水道	442 (98.4%)	7 (1.6%)	449 (100.0%)
工業用水道	139 (96.5%)	5 (3.5%)	144 (100.0%)
交通	75 (92.6%)	6 (7.4%)	81 (100.0%)
電気	84 (94.4%)	5 (5.6%)	89 (100.0%)
ガス	18 (100.0%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)
港湾整備	84 (93.3%)	6 (6.7%)	90 (100.0%)
市場	126 (89.4%)	15 (10.6%)	141 (100.0%)
と畜場	33 (86.8%)	5 (13.2%)	38 (100.0%)
観光施設	179 (90.9%)	18 (9.1%)	197 (100.0%)
宅地造成	212 (85.8%)	35 (14.2%)	247 (100.0%)
駐車場	151 (93.2%)	11 (6.8%)	162 (100.0%)
下水	3,520 (99.5%)	19 (0.5%)	3,539 (100.0%)
合計	6,350 (97.8%)	141 (2.2%)	6,491 (100.0%)

経営戦略の改定状況

- 令和7年度までの改定を要請（令和3年1月、令和4年1月）
- 策定済の6,350事業のうち、改定済の事業は2,137事業（33.7%）、令和7年度までに改定予定の事業は3,633事業（57.2%）であり、これらを合わせると、既に改定済の事業を含め、令和7年度までに5,770事業（90.9%）が改定予定。

経営戦略の改定状況（令和6年3月31日時点）

（単位：事業）

	①改定済 事業数（構成比）	②改定予定 （令和6年度～7年度） 事業数（構成比）	小計 （①+②） 事業数（構成比）	③改定予定 （令和8年度以降） 事業数（構成比）	④未定 事業数（構成比）	合計 事業数（構成比）
水道	545 (31.5%)	1,013 (58.6%)	1,558 (90.1%)	135 (7.8%)	36 (2.1%)	1,729 (100.0%)
うち上水道	478 (37.1%)	688 (53.5%)	1,166 (90.6%)	93 (7.2%)	28 (2.2%)	1,287 (100.0%)
うち簡易水道	67 (15.2%)	325 (73.5%)	392 (88.7%)	42 (9.5%)	8 (1.8%)	442 (100.0%)
工業用水道	53 (38.1%)	61 (43.9%)	114 (82.0%)	21 (15.1%)	4 (2.9%)	139 (100.0%)
交通	23 (30.7%)	43 (57.3%)	66 (88.0%)	9 (12.0%)	0 (0.0%)	75 (100.0%)
電気	19 (22.6%)	53 (63.1%)	72 (85.7%)	8 (9.5%)	4 (4.8%)	84 (100.0%)
ガス	8 (44.4%)	8 (44.4%)	16 (88.9%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	18 (100.0%)
港湾整備	9 (10.7%)	61 (72.6%)	70 (83.3%)	12 (14.3%)	2 (2.4%)	84 (100.0%)
市場	8 (6.3%)	79 (62.7%)	87 (69.0%)	36 (28.6%)	3 (2.4%)	126 (100.0%)
と畜場	3 (9.1%)	20 (60.6%)	23 (69.7%)	9 (27.3%)	1 (3.0%)	33 (100.0%)
観光施設	16 (8.9%)	103 (57.5%)	119 (66.5%)	52 (29.1%)	8 (4.5%)	179 (100.0%)
宅地造成	42 (19.8%)	121 (57.1%)	163 (76.9%)	34 (16.0%)	15 (7.1%)	212 (100.0%)
駐車場	8 (5.3%)	106 (70.2%)	114 (75.5%)	31 (20.5%)	6 (4.0%)	151 (100.0%)
下水	1,403 (39.9%)	1,965 (55.8%)	3,368 (95.7%)	129 (3.7%)	23 (0.7%)	3,520 (100.0%)
合計	2,137 (33.7%)	3,633 (57.2%)	5,770 (90.9%)	477 (7.5%)	103 (1.6%)	6,350 (100.0%)

策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、策定・改定状況を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進。（令和6年度は10月に公表）

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業でより質を高めるための改定に取り組む事業に対しては、「策定・改定ガイドライン」や「策定・改定マニュアル」のほか、JFMと共同で実施している経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し、策定・改定を促進。

公営企業の経営戦略の改定に当たっての留意事項

「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知）

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

令和7年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡）

- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要である。**物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映**させること。
- テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような**新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要**であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化等に伴う経営戦略と実績との乖離検証を行い、改定に係る取組を適切に進めること。

公営企業の抜本的な改革等の推進について

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
○令和5年度において、広域化等100件、事業廃止97件、包括的民間委託35件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
97 件		9 件		0 件		100 件		11 件		35 件		12 件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
4 件	93 件	1 件	8 件	0 件	0 件	10 件	90 件	0 件	11 件	0 件	35 件	4 件	8 件
水道	1	水道	0	水道	0	水道	25	水道	0	水道	10	水道	3
工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0
交通	1	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	5	病院	0	病院	0	病院	3	病院	3	病院	0	病院	0
下水道	25	下水道	0			下水道	66	下水道	0	下水道	22	下水道	7
簡易水道	8	簡易水道	0			簡易水道	3	簡易水道	0	簡易水道	0	簡易水道	0
港湾整備	2	港湾整備	1			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	0			市場	0	市場	0	市場	1	市場	0
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	21	宅地造成	0			宅地造成	1	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	2	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	2	駐車場	0	駐車場	2
観光	12	観光	5			観光	0	観光	3	観光	1	観光	0
介護サービス	18	介護サービス	3			介護サービス	0	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	1	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。
(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。
事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。
(※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。
(※4) 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。
(※5) ※4のほか、1つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計255事業となる。

合計
264件

「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」について

概要

- 公営企業の抜本的な改革等の先進・優良事例の横展開を図るため、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を平成29年3月に作成・公表し、毎年度更新。
- 令和5年3月、公営企業の経営環境の変化（新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応、DX・GXの推進など）を踏まえ、新たに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（以下「事例集」という。）を作成・公表。

事例集の特徴

- 抜本的な改革を含む12の取組類型（事業廃止、民営化・民間譲渡、公営企業型地方独立行政法人、広域化等、指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI、DX、GX、公営企業会計の適用、経営戦略の改定及びその他）について、各地方団体から提出いただいた合計362事例を掲載。（令和6年10月時点）
- 1事例当たり1ページで掲載するとともに、重要箇所を赤字下線で強調することで、取組の全体像・ポイントをわかりやすく表示。
- 可能な限り数値を用いて定量的に記載することで、取組の効果を具体的に表示。

<掲載例>

事例名	団体名	取組類型	事業名	担当部署	公営企業情報	取組の概要を表す図	取組のスケジュール	今後の展望
事例名	【埼玉県越谷・松伏水道企業団】	GX	水道事業	埼玉県越谷市・松伏水道企業団配水管課	公営企業情報	取組の概要を表す図	取組のスケジュール	今後の展望
取組の概要	再生可能エネルギーの導入による購入電力の削減及び売電							
◆総事業費	◆取組に要した事業費							
◆背景	◆背景							
◆具体的内容	◆具体的内容							
◆効果	◆効果							
◆定量的・定性的な効果	◆定量的・定性的な効果							
取組のポイント	取組のポイント							
◆取組を成功させるために工夫した点	◆取組を成功させるために工夫した点							
◆他の公営企業において特に参考となる点	◆他の公営企業において特に参考となる点							

【埼玉県越谷・松伏水道企業団】

再生可能エネルギーの導入による購入電力の削減及び売電

◆取組の概要

環境負荷の少ない配水を目指すため、再生可能エネルギーを導入し、小水力発電設備及び太陽光発電設備を設置した。

◆総事業費 小水力発電設備（75kW）72,450千円
太陽光発電設備（55kW）約80,000千円

◆背景

西部配水場は、新三郷浄水場からの送水圧力が高く（約0.5Mpa）、県水流入バルブで圧力を調整している状況であり、送水管に発電機を設置することで、送水と発電の両効果が見込まれることから、小水力発電設備の導入を検討することとした。

また、当企業団の「水道事業マスタープラン」において、温室効果ガス排出量の削減を掲げていることから、平成22年に更新し運用開始する北部配水場において、再生可能エネルギーの導入を検討することとした。

◆具体的内容

場内の送水管に、小水力発電設備（当初55kW、改修後75kW）を設置した。

屋上に一定のスペースを設けることができたため、再生可能エネルギーのうち、騒音の発生しない太陽光発電設備（最大55kW）を設置した。

◆効果

小水力発電設備による発電電力により、場内電力の約36%（55万kWh/年）を賄うとともに、固定価格買取制度（FIT）を利用して売電し収益を得た（発電量：約6万kWh～8万kWh/年、電力購入費：▲約10,000千円/年、売電収益：2,500千円/年）。

小水力発電の導入により、CO₂の排出量が削減された（▲約200t/年）。

太陽光発電設備による発電電力を全量施設内で消費することにより、電力購入費が削減された（発電量：約6.5万kWh/年、電力購入費：▲約1,000千円）。

太陽光発電設備の導入により、CO₂の排出量が削減された（約20t/年）。

◆今後の展望

固定価格買取制度の認定期間の満了後、場内で全量を消費するか、新たな小水力発電設備を設置し改めて20年間の固定価格買取制度による売電認定を受けるかを検討している。

太陽光発電については、環境負荷低減に資する取組として、今後も運用していく。

◆取組のポイント

小水力発電設備を導入後、購入電力の削減と売電により、令和3年度末時点において初期投資を回収した上、累計約56,000千円の収益を得ている。

太陽光発電設備の導入については、小水力発電のように投資額をうちに償却することは難しいが、環境負荷低減のための投資の観点から実施している。

◆公営企業情報

- 行政区域内人口 373,591人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積 76.44km²（令和4年1月1日時点）
- 総人口 373,086人（令和3年度決算）

小水力発電設備・太陽光発電設備

◆取組のスケジュール

- 平成18年12月に小水力発電設備完成。
- 平成24年10月に固定価格買取制度による売電認定。
- 平成22年3月から太陽光発電運用開始。

◆今後の展望

- 取組開始後の新たな課題
- 今後の予定

公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新需要の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある
- 将来にわたり持続可能な経営を行うには、適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があるがあり、そのためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須である

公営企業会計適用の取組

現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.4%の事業が適用済(※)
- 一方、その他の事業については、18.0%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R6.4.1時点の取組状況

令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業について、早急な適用を要請
- その他の事業について、できる限り適用を要請
(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

主な支援方策

- 地方財政措置(R10年度まで)
 - ・ 公営企業会計適用債
 - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
 - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
 - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
 - ・ マニュアル・Q&A集等

地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、公営企業会計の適用を要件とする
 - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 資本費平準化債 (※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から
その他の事業についてはR11年度から

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
 - ※ 財務規定等を適用した1年目から3年目までにおける決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
 - ー 簡易水道事業 : 元利償還金の55%に繰出し、元利償還金の55%に普通交付税措置
 - ー 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - ー 上記以外の事業: 元利償還金の50%に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和10年度まで

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和10年度まで

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和7年4月1日までに会計適用する下水道事業及び簡易水道事業並びに令和11年4月1日までに会計適用するその他の事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

第三セクター等の経営健全化の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知、平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）

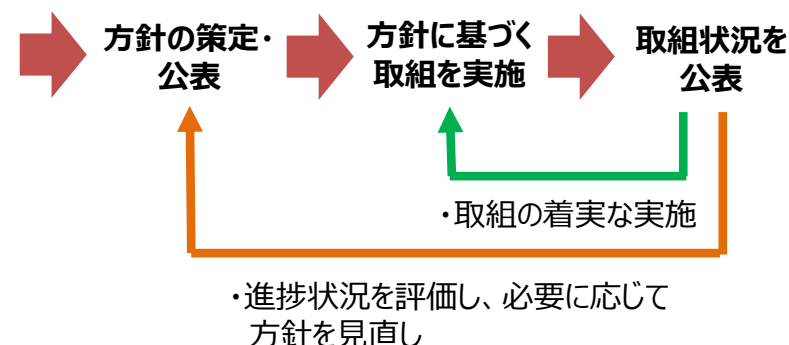
【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対しては、経営健全化方針を策定・公表するとともに、毎年度、策定した方針に基づく取組状況の公表を要請。（令和元年7月23日付け総財公第19号公営企業課長通知）
- 策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要。評価の結果、策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組むこと。（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡など）

経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資（出えんを含む。）割合が25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けを行っている法人で、次の①から③までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体等

- ① 債務超過法人
- ② 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
 - b 土地開発公社のうち、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- ③ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人



※総務省において、毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組状況を調査し、HPで公表。

【事例集の活用】

- 地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や第三セクター等を活用した地域活性化等に係る取組に当たっては、現在公表している「第三セクター改革等先進事例集」や、「第三セクター等に関する参考事例集」を積極的に活用すること。（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡）

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（１）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X・G Xの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のD X（**消防防災D X**など）
- 地方公共団体のG X
- **地方公共団体間の広域連携**
（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

（２）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

令和7年度経営・財務マネジメント強化事業の実施に係る今後のスケジュール

1月24日	アドバイザーの推薦締切
2月下旬	課題達成支援事業の対象団体・公営企業及び派遣申請の1次照会等の通知
3月下旬	1次派遣申請締切
4月以降	アドバイザーの派遣開始
4月上旬	派遣申請の2次照会
6月下旬	2次派遣申請締切
7月上旬	派遣申請の3次照会
9月下旬	3次派遣申請締切
10月上旬	派遣申請の4次照会
12月下旬	4次派遣申請締切